

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	屯田西公園人工芝サッカー場管理運営補助業務
発 注 課	建) みどりの管理課
選 定 事 業 者	株式会社四宮造園
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和5年度から供用開始をする屯田西公園の人工芝サッカー場の門扉の施錠開錠と利用状況の確認を行うものである。門扉の開閉に加え、管理者が通常不在となる早朝や夕刻の時間帯に、指定管理者が把握している予約状況に照らし、施設利用区分に合致した利用がなされているかを確認し指導するものであり、施設の管理運営を円滑に行うためには当該公園の指定管理者に選定された者が実施することが必須である。</p> <p>なお、本業務は、指定管理者の選定後に施設の区分や料金等の取扱いの変更があったため必要となる業務であり、指定管理者公募時の仕様には含まれていなかった。</p> <p>上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）